

ID: 430

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

| | | | |
|---|------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 監督処分 | | |
| 例規名 根拠条項 | 名寄市普通河川管理条例 第17条 | | |
| 例規番号 | 平成18年条例第194号 | | |
| <p>【根拠条文】 (監督処分)</p> <p>第17条 普通河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築、除却、工事その他の行為又は工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは普通河川を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又は規定に基づく処分に違反した者</p> <p>(2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 詐欺その他不正な手段により、この条例による許可又は承認を受けた者</p> <p>2 普通河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(1) 許可又は承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。</p> <p>(2) 許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があったとき。</p> <p>(3) 天然現象により普通河川の状況が変化し、許可又は承認に係る工事その他の行為が普通河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。</p> <p>(4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。</p> <p>(5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 8 月 15 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |